備考 イ～ヘ　（略） ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第四十九項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。 チ　（略）		

52

（略）

（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第三条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等		価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	（略）	（略）	二十年間
		（略）	（略）	
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十四円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更	

備考 イ～ヘ　（略） ト　市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第四十五項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。 チ　（略）		当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

48

（略）

（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第三条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

再生可能エネルギー発電設備の区分等		価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	（略）	（略）	二十年間
		（略）	（略）	
		令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十二円	